

## 西原村運動公園の管理運営に関する協定書（案）

西原村（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、西原村運動公園（以下「運動公園」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

### （趣旨）

第 1 条 この協定は、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例（令和 6 年西原村条例第 1 号。以下「条例」という。）第 18 条の規定により指定管理者に指定された乙が行う運動公園の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （管理業務）

第 2 条 甲は、条例第 20 条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 運動公園等の使用の許可及び取消並びに停止の命令に関する業務
- (2) 特別の許可に関する業務
- (3) 運動公園の施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- (4) 前 2 号に掲げるもののほか、村長が別に定める業務

### （管理物件）

第 3 条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

### （指定管理者の責務）

第 4 条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規定等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、運動公園が円滑に運営されるように管理しなければならない。

- 2 乙は、施設使用者の被災に関する第一責任を有し、施設又は、施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 3 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### （指定の期間）

第 5 条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(委託料等)

第 6 条 管理業務に対する委託料は次のとおりとし、納付の方法については、別途定めることとする。

(リスク分担)

第 7 条 管理業務に関するリスク分担については、別表 1 のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙両者で協議の上リスク分担を決定する。

(事業計画等の提出)

第 8 条 乙は、各年度 2 月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 管理業務の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第 9 条 乙は、毎月終了後 10 日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 維持管理業務報告
- (2) 運営事業実績報告
- (3) 自主事業実績報告
- (4) 施設の月毎利用状況
- (5) 施設の月毎収入状況
- (6) 修繕、事故報告等
- (7) その他必要な事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に關し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第 10 条 乙は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況
- (3) 使用料（利用料）の収入の実績

- (4) 管理経費の収支決算
- (5) その他甲が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
  - (2) 業務の処理が著しく不適当と認められるとき。
  - (3) 前2号の他、乙が指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 乙が、この協定を指定期間に解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。
- 3 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部または一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 4 前2項により、指定管理者の指定が取消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第12条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは、一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第13条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、管理運営業務を実施するに当っての個人情報の取扱いについては、別表2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(施設等の使用)

第16条 乙は、管理物件を除く運動公園の施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項変更の届出)

第17条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第18条 乙は、運動公園の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第19条 運動公園の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第20条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 西原村  
代表者 西原村長

乙 ○○○○○○

## リスクリスク分担表

種類	内容	負担者	
		村	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調 施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応 上記以外		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 指定管理者に影響を及ぼす法令変更	○	○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更 一般的な税制変更	○	○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余技なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力 ※1	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他村又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等村が責任を持つ書類の誤りによるもの 事業計画書等指定管理者が提出した内容の誤りによるもの	○	○
資金調達	経費の支払い遅延(村→指定管理者)によって生じた事由 経費の支払い遅延(指定管理者→業者)によって生じた事由	○	○
施設・設備の損傷 ※2	指定管理者の故意又は過失によるもの 施設・設備の設計、構造上の原因によるもの 上記以外の経年劣化、第三者行為で相手方が特定できないもの等(極めて小規模なもの:1件300千円以下) 上記以外の経年劣化、第三者行為で相手方が特定できないもの等(上記以外)		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(極めて小規模なもの) 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)		○

※1 ※2 は必要と認められる場合はその都度、両者で協議するものとする。

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されるえるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当っては、個人の権利、利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めたときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人方法の状況について隨時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

種類	内 容	負担者	
		村	指定管理者
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		<input checked="" type="radio"/>
	上記以外の理由により損害を与えた場合	<input checked="" type="radio"/>	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		<input checked="" type="radio"/>
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		<input checked="" type="radio"/>